

# 令和8(2026)年度栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8(2026)年度栃木県地域づくり担い手育成事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和8(2026)年度栃木県地域づくり担い手育成事業業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月12日（金）まで

## 3 業務目的

本県の総人口は2005年をピークに減少局面に入り、特に若年層の東京圏への転出超過が大きくなっている。今後の地域社会を担う人材の減少は、地域の活力の維持増進に多大な影響を及ぼすことから、特に若い世代に地域と関わる機会を提供し、将来の担い手としての活動につなげていくことは喫緊の課題である。

近年では、高等学校等において地域との連携を目的とした学習時間が設けられ、また大学においても地域づくりに関する学部が新設されるなど、県内でも若者の地域づくり活動への関心は高まりつつある。

しかしながら、実際に自ら地域づくり団体等の活動に参加し、実践をしている者は一部に限られており、多くは興味関心を持ちながらも、地域活動の実践者や団体等との繋がりが少ないため、参加に至る一歩を踏み出せていないのが現状である。

そこで、本事業では、地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、県内の地域活動の実践者や団体等において様々な分野、内容の活動に年間を通して関わることができる機会を設けることで、団体と若者のつながり創出を図るとともに、地域づくりの担い手の掘り起こしや継続的な活動に繋げていく。

また、地域づくりの活動を行っている団体に対しては、地域活動における若者等の受入れを支援するとともに、スキルアップ講座や他団体との交流の機会を設けることで、活動強化や継続的な運営につながるよう支援を行う。

これらの取組みを通して、本県の安定的な地域づくりの担い手の確保、育成につなげていくことを目的とする。

## 4 業務の内容

### (1) 地域づくりインターンシップ事業

#### ア 目的

地域づくり活動に興味関心を持つ若者等が、県内の地域活動の実践者や団体において興味ある分野や内容の活動に1日単位で参加できる機会を設け、団体とつながることにより、地域づくり活動への参加の契機（きっかけ）とするとともにその後の継続的な地域づくり活動につなげるもの。

#### イ 参加者

- ・地域づくり団体の活動に興味関心がある若者等（年齢は概ね10代から20代までとする）を対象とする。

- ・定員は50名程度とする。

ウ 受入団体

- ・県内の地域づくり団体を対象とし、受入団体は公募し決定する。
- ・受入団体は12団体程度とする。

エ 内容

①受入団体の募集・活動内容の調整

- ・本事業の受入団体の募集を行う。
- ・体験活動の内容や実施時期等について受入団体と調整を行う。
- ・体験活動は1日単位とし、各団体最低2回/年の活動機会を設けること。
- ・受入団体の選定に当たっては、まちづくりや観光振興、農村振興、福祉等の様々な分野の活動が体験できるよう団体を選定すること。

②参加者募集

- ・本事業の参加者の募集を行う。
- ・参加者は興味ある体験活動に何度も参加可能とする。
- ・参加者募集は、体験活動の開催に合わせて都度行う。（複数の活動をまとめて募集することも可能）
- ・地域づくり活動に興味関心が薄い層にも参加してもらえるような募集方法を特に検討すること。

③体験活動（2回/団体×12団体=24回/年程度）

- ・活動時間や参加者定員は受入団体の意向を踏まえながら設定すること。
- ・地域づくり活動経験者のみならず、地域づくり活動初心者にも興味関心を持ってもらえるようなプログラムを設定すること。

④参加者へのアンケート実施

- ・体験活動への参加者に対し、満足度や今後の地域活動への参加意欲等についてアンケート等を行う。

オ その他

- ・体験活動の受け入れ経験がない団体がある場合は、事前に参加者と関わる際の留意点をレクチャーする機会を設けること。
- ・本事業には初心者から経験者まで幅広い層の参加者が想定されることから、個別のフォローアップやレベルに合わせた内容となるよう工夫すること。
- ・体験活動は1日単位ではあるが、反復的な参加を促し、継続的な活動につながるよう努めること。

## （2）地域づくりスキルアップ事業

ア 目的

地域づくりの実践に携わる者や、新たに地域づくり活動を開始したい者に対して、地域づくり活動の先進事例の紹介や団体の安定的な運営・活動強化を図るスキルアップ講座を行い、継続的な活動につながるよう支援を行うもの。

イ 定員

各回20名程度とする。

ウ 回数

3回以上とする。

エ 内容

- ・地域づくり団体の実情を踏まえ、「若者を巻き込んだ活動」や「継続的な活動」など団体の関心が高いテーマを設定し講座等を実施する。
- ・なお、最低1回は現地視察及びワークショップを交えた講座を開催すること。

#### 才 実施方法

対面もしくはオンライン

#### (3) 独自提案

上記(1)(2)の事業に関連して、本事業の趣旨に合致する効果的な企画を提案すること。

#### (4) 周知広報業務

- ・上記(1)(2)について、広報を行い、参加者を募集すること。
- ・広報の方法については、効果的な方法を提案すること。

#### (5) 全体管理業務

- ・乙は、上記(1)、(2)の各事業を実施するに当たって、事業を実施する人員以外に全体を統括する人員を1名配置すること。

#### (6) スケジュール

次のとおり想定している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域づくり インターン シップ 事業		①受入団体募集・活動内容調整 (5月上旬～6月下旬)		②参加者募集 (7月上旬～1月下旬・随時募)			③活動体験 (8月上旬～2月中旬) ※12団体×2回=24回/年					契約終了
地域づくり スキルアップ 事業				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           ・先進事例の紹介、団体の安定的な運営や活動強化を図る講座を実施（最低3回以上）            ・うち1回以上は現地視察及びワークショップを交えた内容とする         </div>								

### 5 業務委託費の支払い等

- 委託費は3,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。
- 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

### 6 実績報告書等の提出

業務に当たり、下記の報告を提出すること。

#### (1) 進捗状況報告

業務の進捗状況や結果について、1か月に1回以上、記録（任意様式）を作成し、甲に報告すること。

#### (2) 業務実績の取りまとめ、成果品の提出

4(1)から(3)に掲げる業務全ての完了後、参加実績や業務実施の様子を収めた写真、アンケート結果等の取りまとめを行い、その一式を成果品として提出すること。

#### (3) 実績報告書

別途甲が定める様式により実施業務に係る実績報告書を提出すること。

## 7 秘密の保持

乙は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 本事業の実施に係る全部若しくは一部を他の団体に再委託することはできない。ただし、あらかじめ県に対して別途定める方法により協議し、承認を得た場合には、業務の一部を第三者に委託することができる。  
なお、他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (4) 参加者の現地までの交通費や食費は、原則として参加者の自己負担とする。